

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 1 0 日

長崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 上 村 哲 次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 2 8 日 午前 8 時 3 0 分から 令和 8 年 9 月 4 日 午後 4 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 長崎地方裁判所検察審査会会議室
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 9 月 2 9 日 午前 9 時 5 0 分 長崎地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 1 0 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1,2	4,890,000 3,912,000	一括	978,000	57,686	16,521
1	2,660,000				
2	2,230,000				
	</				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 長崎市彦見町 |
| | 地 番 | 3 7 6 番 6 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 7. 2 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 長崎市彦見町 3 7 6 番地 6 1 |
| | 家屋 番号 | 3 7 6 番 6 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 1. 5 0 平方メートル
2 階 6 7. 8 4 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 9 日

長崎地方裁判所民事部

裁判所書記官 上 村 哲 次

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

売却対象外の土地（地番 3 7 6 番 7 5）を通行のため無償で利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 長崎市彦見町 |
| | 地 番 | 3 7 6 番 6 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 7 . 2 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 長崎市彦見町 3 7 6 番地 6 1 |
| | 家屋 番号 | 3 7 6 番 6 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 1 . 5 0 平方メートル
2 階 6 7 . 8 4 平方メートル |



令和8年(ヌ)第 3号
令和8年 4月23日受理
令和8年 6月 8日提出

現況調査報告書

長崎地方裁判所

執行官 有 川 隆

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 長崎市彦見町 |
| | 地 番 | 3 7 6 番 6 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 7 . 2 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 長崎市彦見町 3 7 6 番地 6 1 |
| | 家屋 番号 | 3 7 6 番 6 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 1 . 5 0 平方メートル
2 階 6 7 . 8 4 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ スチール製物置(非建物)が存する。		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 令和 年 月 日 支部 令和 年()第 号		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者)	① 本件建物は、私が住居として利用しています。 ② 本件建物は、新築してから増改築は行っていないが、リフォーム工事等は随時行ってきました。 ③ ソーラーパネルを設置したのは、今から約25年前になります。それに併せてガスからオール電化の設備に切り替えました。この時に借りたローンの残債はありません。 ④ リフォームを行ったところはいくつかあって、まず浴室ですが、今から約20年前に行いました。この時に浴室乾燥機を新たに設置しました。また、システムキッチンも10年前だと思いますが、新しくしました。最近では、給湯設備が壊れたため、5年前に新しく交換しました。いずれもローン等の残債はありません。 ⑤ 本件建物に関して、雨漏りやシロアリといった問題はありません。私が使っている限りで、これといった不具合箇所はありません。 ⑥ 本件土地の南側に設置しているウッドデッキは新築時に設置したものです。スチール製物置も同じ頃に設置しました。 ⑦ 隣接する土地所有者との間で境界に関する問題はありません。 ⑧ 今回の競売手続で売却対象になっているのが本件土地・建物だけで、本件土地と市道との間にある私が所有する目的外土地（地番376番75）が売却の対象になっていないようですが、仮に今回の競売手続で本件土地・建物が売却された場合、今のところ、買受人に対して、同目的外土地を売却するつもりはありません。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

■ ① [土地の形状・範囲に関する意見]

物件1土地（以下「本件土地」という。）の形状は、法14条地図、地積測量図、現地概測等から、概ね、土地建物位置関係図のとおりであり、周辺をブロック塀等で囲われていることから、形状及び範囲は明確化されているものと思料する。

② [建物の形状、増築に関する意見]

物件2建物（以下「本件建物」という。）は、新築以降、各所でリフォームは行われてきているものの、増改築はされておらず間取図のとおりである。

③ [土地の占有権限に関する意見]

本件土地は、本件建物の敷地として利用されており、同土地の占有関係は2枚目記載のとおり認定した。

④ [建物の占有権限に関する意見]

本件建物の占有関係は、前記関係人の陳述及び建物の状況から2枚目記載のとおり認定した。

⑤ [接面道路に関する意見]

本件土地については、現状では同土地の東側で接面するA所有の目的外土地（地番376番75 地目：宅地）を介して、市道（彦見町7号線）と接面しているものの、今回、同土地は売却の対象になっていないことから、このまま競売手続によって第三者が買い受けた場合、結果的に無道路地になってしまい、公道に至るまでの通行に関して問題が生じることが想定される。そのため買受人としては、公道に至るまでの通行に関して、接面する土地の所有者との間で、協議を行う必要性が生じるため注意を要する。

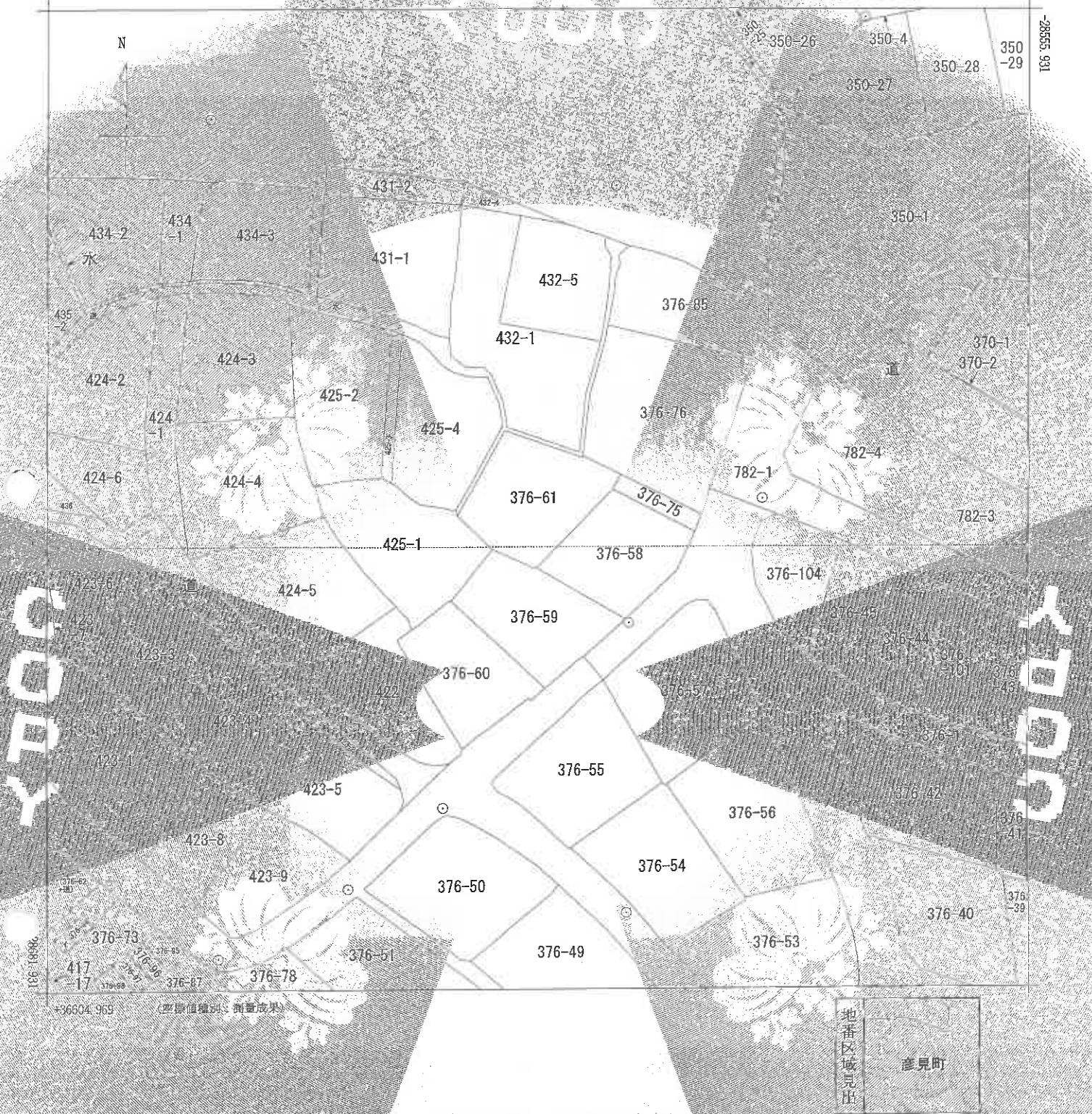
⑥ [その他の意見]

本件建物の屋根には、ソーラーパネルが設置されているが、屋根に付着しており、かつ、分離復旧させる場合は高額な費用を要する等、社会経済上、著しく不利益になるため、本件建物の附合物であると思料する。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

5



請求 部 分	所 在		長崎市彦見町			地 番		376番61			
出力 縮 尺	1/500		精 度 区 分	中	政 務 省 省 号 又 は 記 号	1	分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	法務局作成地図
作 成 年 月 日	令和6年1月31日				備 考 年 月 日 (原 図)	令和6年3月22日			補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月24日

長崎地方法務局

請求番号：7-1

(1/1)

登記官

登記年月日 令和6年3月24日

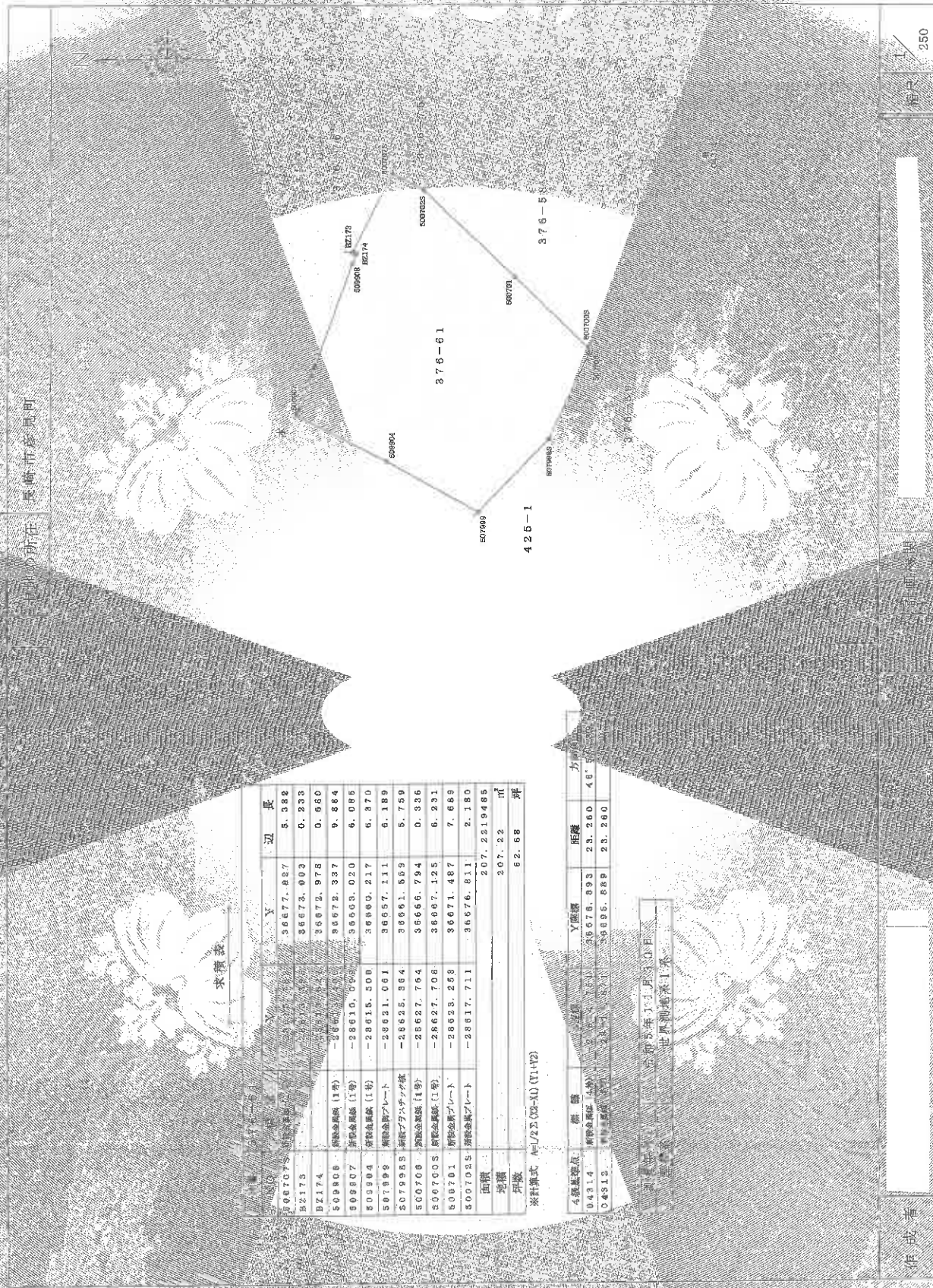
公用

これは図面に記録されている図形を証明する書面である
令和8年4月24日
長崎地方建設局

地積測量図

地番 376-61

所在地 長崎市彦見町



請求番号: 7-2

產品

長崎地方裁判所

圖 平 階 各

建 筑 物 面 积 平 面 图

376番61

按圖所在

鯉



求

5.050	5.050	49.0081
1.957	1.956	16.2511
27.03	27.80	26.3376
		101.5068

床面積 101.50 m²

2



天

5 650 *	4 838 =	27 3347
5 540 *	7 312 =	40 5085
		67 8432

床面積 67.84 m²

仁制者一也家臣謂臣

第 230 号

第 500 号

（長崎県土地家屋調査士会）

請求番号: 7-3

土地建物位置関係図

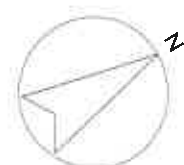
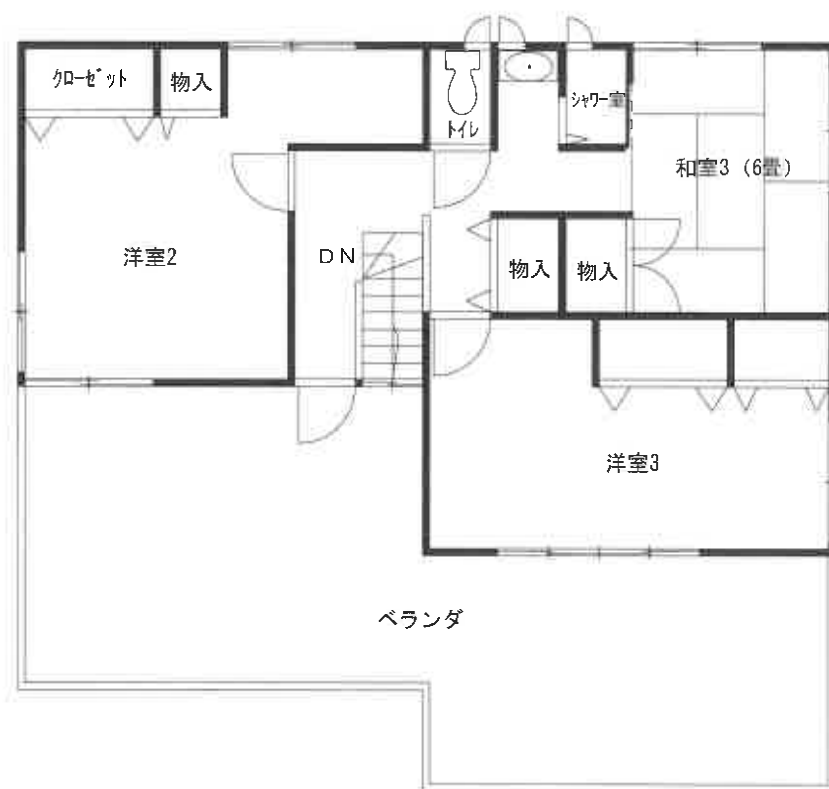


間取図

1 階



2 階

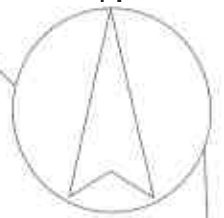


※ 当該図は、間取りの配置等を概略的に表示したものである。
 ※ 和室の畳数は、畳の枚数（半畳は0.5として）をもとに表示している。

土地建物位置関係図

←●写真撮影位置方向

N



431-1

432-5

376-85

水

432-1

376-76

425-3

425-4

物置(非建物)

物件2

376-75

市道 (幅員約5.6m)

425-1

376-58

376-59

376-60

376-57

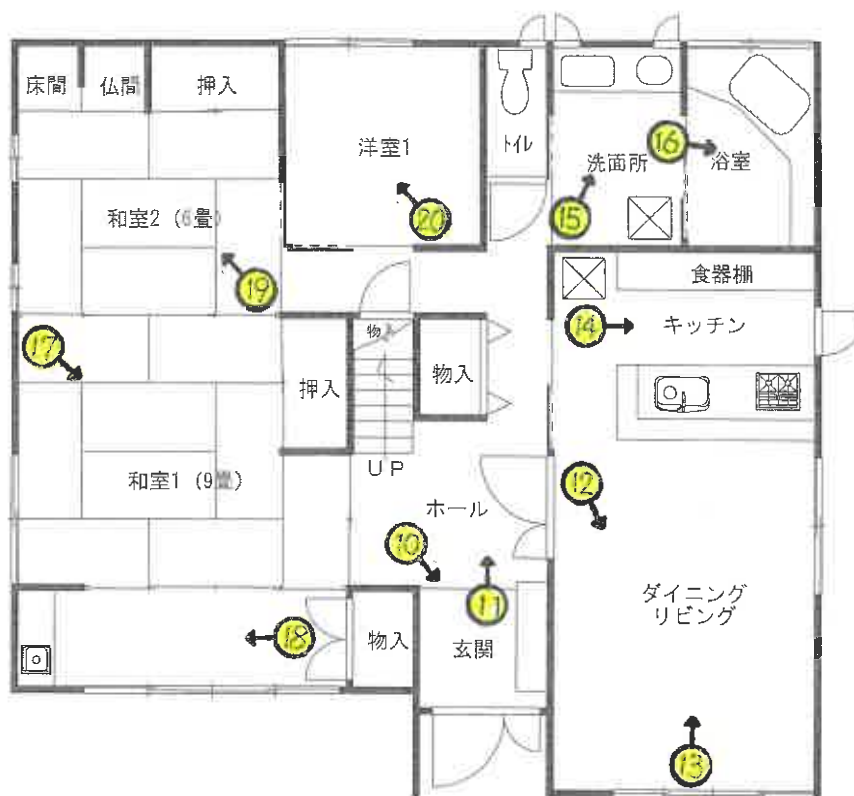
422

公図、建物図面・各階平面図等を基に作成した。
なお、建物等の位置を概略的に表示したもので
あり、境界等の確定的な位置を保証するもの
ではない。

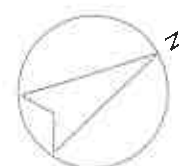
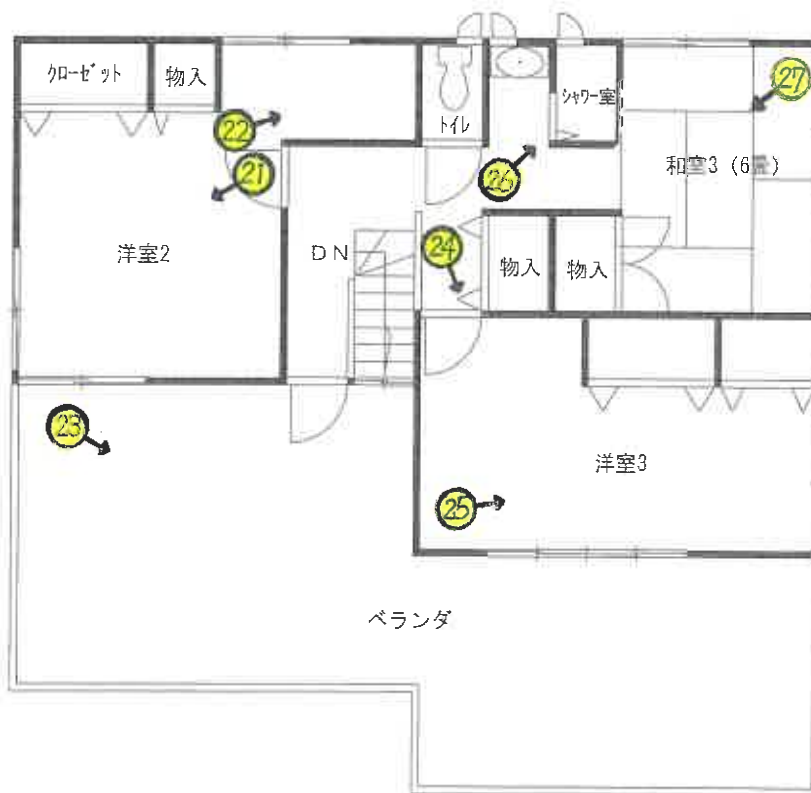
間取図

←●写真撮影位置方向

1 階



2 階



※ 当該図は、間取りの配置等を概略的に表示したものである。

※ 和室の畳数は、畳の枚数（半畳は0.5として）をもとに表示している。



目的外土地の状況

②

市道との位置関係

③



物件1 北側の状況

④



物件1 東側の状況

⑤



物件1 南側の状況

⑥



物件1 西側の状況

⑦



物置（非建物）

⑧



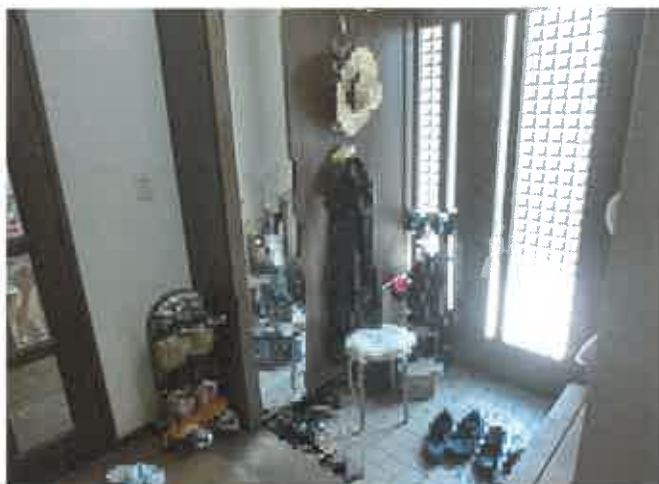
玄関ポーチ

⑨



玄関

⑩



ホール

⑪



リビングダイニング

⑫



リビングダイニング

⑬



キッチン

⑭



洗面所

⑮



浴室

⑩⑥



和室 1

⑩⑦



広縁

⑩⑧



和室 2

⑩⑨



洋室 1

⑩⑩



洋室 2

⑩⑪



洋室2

②②



ベランダ

②③



建具の損傷箇所

②④



洋室3

②⑤



シャワー室

②⑥



和室3

②⑦



令和8年（又）第3号
令和8年4月23日受理
令和8年5月1日現地調査
令和8年6月8日評価

長崎地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
板 山 昌 治

第1 評価額

一 括 価 格			
金		4,890,000	円
内 訳 価 格			
物件1（土地）	金	2,660,000	円
物件2（建物）	金	2,230,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	長崎市彦見町 376番61 宅地 207.22 m ²	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	長崎市彦見町376番地61 376番61 居宅 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階： 101.50m ² 2階： 67.84m ² (延床面積 169.34m ²)	
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R長崎駅の南東方約2.9km（道路距離、以下同様） 愛宕団地前バス停の西方約140m	
付 近 の 状 況	近隣地域は高台の緩傾斜地の既成住宅地で、一般住宅を中心としてアパート等も混在する住宅地域を形成している。 その範囲は、南北約200m、東西約300mと判定した。 地域の変動要因もなく、今後も現状で推移すると予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別 的な規制を考慮しな い一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% 建築基準法第22条指定区域 特にない
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 奥 行 接 道 関 係	207.22㎡ ほぼ整形地 2m 15m 中間画地
接 面 道 路 の 状 況	敷地の南東側がコンクリート舗装された幅員約2m、延長約11.5mの通路（地番376番75・登記地目宅地）にほぼ等高に接面する。 当該通路は市道彦見町7号線（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接続するが、当該通路は目的外物件であり、建築基準法上の道路の指定もないため、物件1土地は無道路地となる。 （「土地建物位置関係図」参照）	
土地の利用状況等	物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 物件1土地には、物件2建物の法定地上権が成立すると思料する。 （「土地建物位置関係図」参照）	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 特記事項参照 都 市 ガ ス 特記事項参照 下 水 道 特記事項参照 （注）供給処理施設における「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に公的セクターが管理する本管（以下、「施設管」という）があることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。	
特 記 事 項	(1) 評価数量は登記簿数量を採用した。 (2) 上水道、都市ガス、下水道は市道彦見町7号線に本管が敷設されており、上水道、下水道については地番376番75の土地を経由して接続されている。都市ガスはオール電化に改修されているため現在は接続されていない。 (3) 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 (4) 専門機関による土壌汚染状況調査等がなされていないため、土壌汚染の有無については不明である。ただし、対象地の履歴、官公署における公的資料、現在の使用状況等からは土壌汚染が存在することを示す端緒は見受けられなかった。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物 家 屋 番 号 376番61
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記簿記載)： 平成7年4月14日 新築 経 過 年 数 ： 約31年 経済的残存耐用年数： ほぼ満了
仕 様	構 造： 軽量鉄骨造 屋 根： 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁： サイディング等 内 壁： ビニールクロス、ジュラク等 天 井： ビニールクロス、目透かし天井等 床 ： フローリング、タタミ等 設 備： 電気(オール電化設備)、空調、給排水、衛生
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載の通り
現況用途等	階 層： 2階建 現況用途： 居宅 間 取 り： 末尾添付資料「間取図」のとおり
品 等	総 合： 普通 使用資材： 普通 施 工： 普通
保守管理の状況	リフォーム工事等は随時行われているが、内装の汚損等もみられ、経年相当の劣化と判断される。雨漏り、シロアリ等の被害は確認されず、特に目立った損傷等はみられない
建物の利用状況	占有の状況は現況調査報告書のとおりである。
特記事項	(1) 約25年前にソーラーパネルが設置されオール電化設備となっている。ソーラーパネルは屋根に付着されており主である建物に附合していると判断されたので、建物の再調達原価において考慮した。 (2) 目視可能な範囲では飛散性のある吹付アスベストは観察されなかった。なお、建築時期等から判断して、建材等の二次製品を含めその使用の可能性もあるため、正確には専門家の調査をまたなければ不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ (万円未満四捨五入)	備考
1	50,800	0.618	207.22	0.90	5,850,000	

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示等 長崎-30

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $40,000\text{円}/\text{㎡} \times 100.4/100 \times 100/104.0 \times 100/76.0 = 50,800\text{円}/\text{㎡}$

(百円未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+4.0%

◇地域格差：街路、交通、環境条件、行政的条件等を考慮した。

イ 個別格差：方位+3.0%、無道路地-40.0%

ウ 地 積：登記簿数量による。

エ 建付減価：建物の用途、老朽化の程度等を考慮した。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ (万円未満四捨五入)	備考
2	150,000	169.34	0.045	1,140,000	

イ 現況延床面積：登記簿数量による。

ウ 現 価 率：物件2建物は経済的耐用年数がほぼ満了している。経年相当の老朽化が進んでおり、残価率5%を基本に下記の観察減価法による補正を施して査定した。

残価率 観察減価法減価率
 $\text{現価率} = 5\% \times (100\% - 10\%) = 4.5\%$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ (万円未満四捨五入)
1	5,850,000	0.35	法定地上権	2,050,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ (万円未満四捨五入)
1	5,850,000	-2,050,000	1.00	1.00	0.70	2,660,000
2	1,140,000	+2,050,000	1.00	1.00	0.70	2,230,000
一 括 価 格 (合 計)						4,890,000

ウ 占有減価修正：特にない。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格：長崎-30

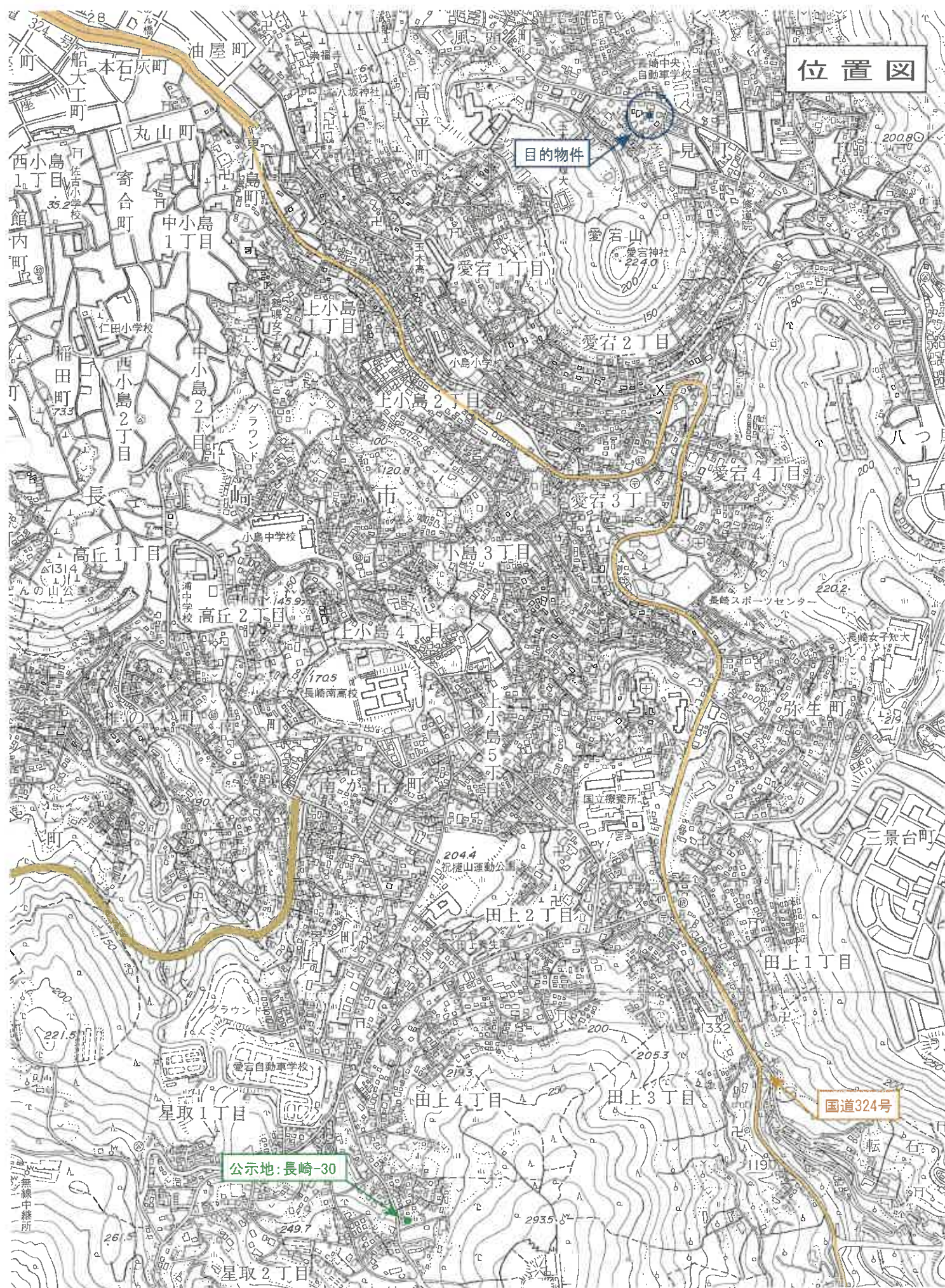
所 在：長崎市田上4丁目441番140外
価 格：40,000円/㎡
位 置：JR長崎駅まで約4.9km
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：179㎡
供給処理施設：水道・下水
接 面 街 路：南6m市道
用 途 指 定 等：市街化区域 第1種低層住居専用地域
指定建蔽率50% 指定容積率100%
地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ高台の住宅地域

2 固定資産評価額（令和8年度）

物件1（土地）：7,273,422円
物件2（建物）：2,733,310円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 見取図
- 3 公図(写)
- 4 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図



見取図

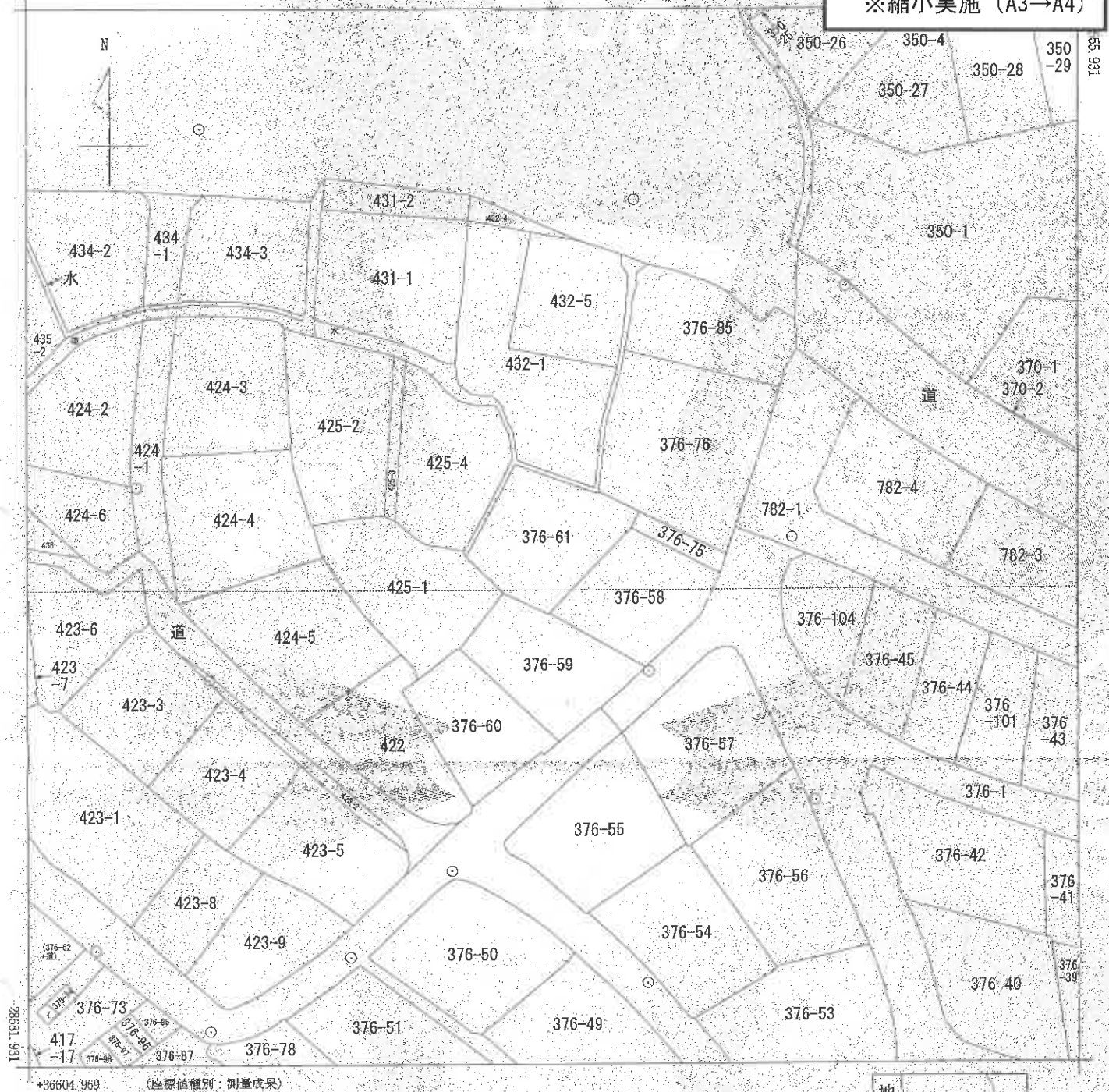


「緑風」老人ホーム養護

長崎玉成高等学校
立長崎玉成高等学校附属中学部

彦見町

50 m



請求部分	所 在 長崎市彦見町					地 番	376番61			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	I	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日	令和6年1月31日			備付年月日(原図)	令和6年3月22日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月2日

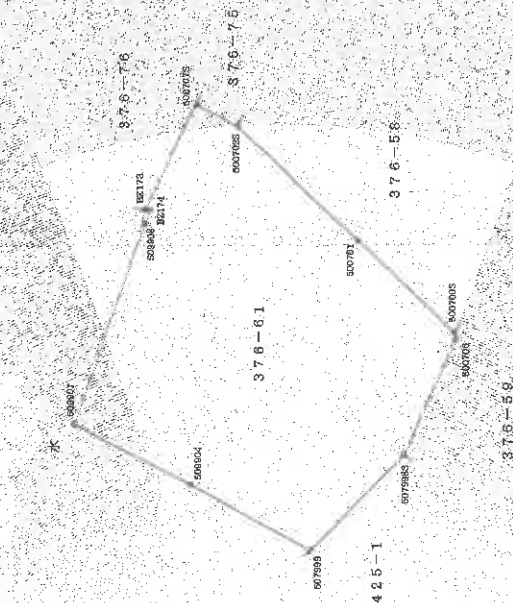
長崎地方方法務局

登記官

請求番号: 19-1

(1/1)

土地の所在
長崎市彦見町



救 難 水

地帯	36°-51°	緯度	X	Y	辺長
N007675	新島金山(1号)		-28261.787	356677.827	5.382
B2179			-28151.335	356773.009	0.238
B2174			-28013.527	356772.387	0.680
B56198	新島金山(1号)		-28013.400	356772.387	9.884
S09307	新島金山(1号)		-28010.096	356663.020	6.085
S09304	新島金山(1号)		-28018.500	356600.217	6.370
S07289	新島金山プレート		-28021.061	356657.111	6.189
S079985	新島金山プレート		-28025.364	356681.655	5.759
S06700	新島金山(1号)		-28027.764	356680.794	0.336
S00709	新島金山(1号)		-28027.708	356687.125	6.231
S00701	新島金山プレート		-28023.258	356711.487	7.689
S007098	新島金山プレート		-28017.711	356676.611	2.100
血算				207.2219483	
地帯				207.22	緯度
緯度					6.68

*計算式 $A=1/2 \sum (X_2-Y_1)(Y_1+Y_2)$

4 級基準点	標 高	X 座標	Y 座標	距離	方向角
0.4314	新野金剛山(4等)	-3883.4	751	23.260	46°56'39"
0.4313	新野金剛山(4等)	-3881.8	871	23.200	46°56'39"

測量年月日 昭和5年11月30日 阪神電 世界測地系1系

作者

(令和6年1月18日作成)

計画機関

縮尺 1/250

地積測量図写し

※縮小実施 (A3→A4)

登記年月日 平成7年4月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月2日 長崎地方法務局 登記官

343763

各階平面図

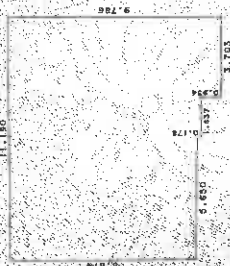
昭和7年4月17日登記

家屋番号 376番6.1

建物図面
各階平面図

建物の所在 長崎市彦見町376番地6.1

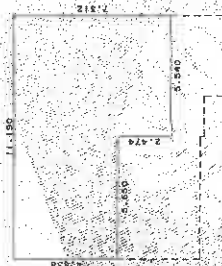
1階



求積表

床面積 101.50 m²

2階



求積表

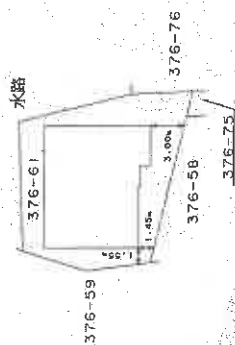
床面積 67.84 m²

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500



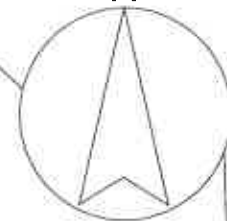
(長崎県土地家屋調査士会印紙)

建物図面・各階平面図写し

※縮小実施 (A3→A4)

土地建物位置関係図

N



431-1

432-5

376-85

水

432-1

376-76

425-4

物置(非建物)

物件1
(376-61)

物件2

376-75

市道(幅員約5.6m)

425-1

376-58

376-59

376-60

376-57

422

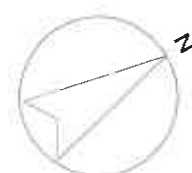
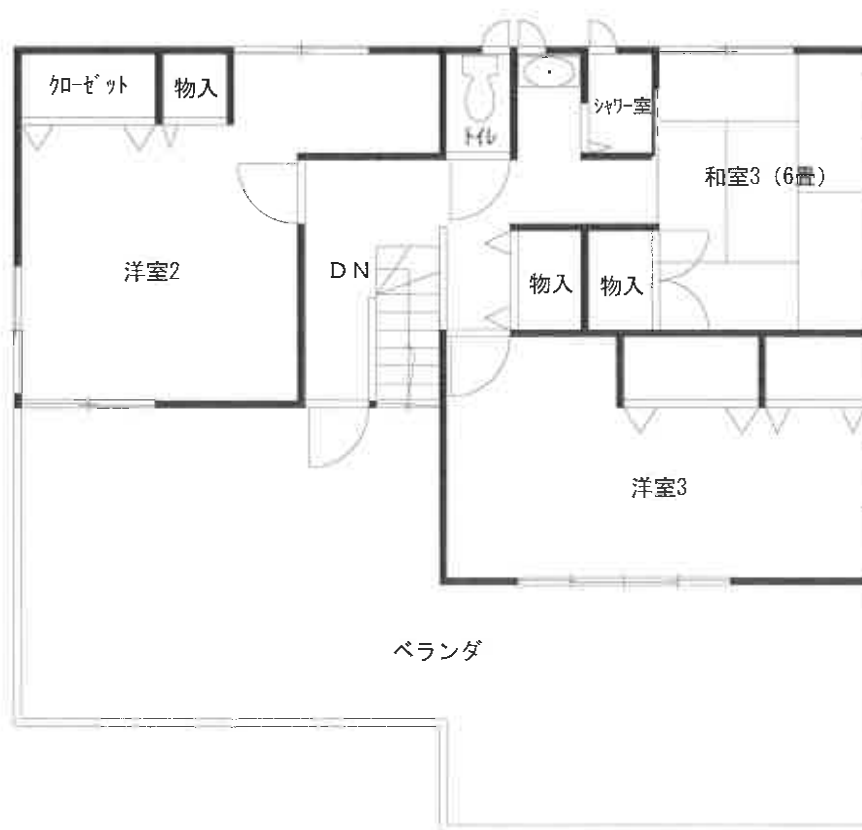
公図、建物図面・各階平面図等を基に作成した。
なお、建物等の位置を概略的に表示したもので
あり、境界等の確定的な位置を保証するもので
はない。

間取図

1 階



2 階



※ 当該図は、間取りの配置等を概略的に表示したものである。

※ 和室の畳数は、畳の枚数（半畳は0.5として）をもとに表示している。